

質問第四二号

M & Aを促進するための税制上の措置に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

令和三年三月二十六日

牧 山 ひろえ

参議院議長 山東昭子 殿

M & Aを促進するための税制上の措置に関する質問主意書

中小企業は、雇用の約七割、付加価値額の半分以上を生み出すなど、我が国経済において極めて重要な存在である。

一 昨年開催された政府の成長戦略会議においては、中小企業政策についてたびたび取り上げられた。中には、M & Aなどを通じて中小企業の数減らし、生産性向上を図るべきとの意見も出た。政府は、我が国における中小企業の数が多すぎる、減らすべきだとの認識か、見解を示されたい。

二 今般の税制改正では自社株式を対価とするM & Aに係る対象会社株主に対する課税の繰延措置の創設や中小企業の経営資源の集約化に資する税制の創設など企業のM & Aを促進するための税制上の措置が盛り込まれている。これにより企業のM & A時の負担を軽減し、M & Aを行いやすくする狙いであると思われる。

しかし、コロナ禍により経済が打撃を受けている現状において、このような政策を推し進めれば、経営状況が悪化している中小企業が大企業に吸収されるような例が続出してしまわないかと懸念するが、政府の見通しを示されたい。

三 M & Aの後に雇用が維持されず、多くの失業者が生まれてしまうことが懸念される。当該懸念に対する政府の見解と当該懸念に対する政府の対応策を示されたい。

右質問する。